# 第 6 章　ASR 指定引取場所

## 1. ASR 指定引取場所とは

- 自動車メーカー等が ASR を引き取るために、予め指定する場所です。
- 各チームがシュレッダー業者ごとに ASR 再資源化施設や埋立処分場等を指定引取場所として指定します。(法第 21 条)

### (1)指定引取場所と破砕業者の関係

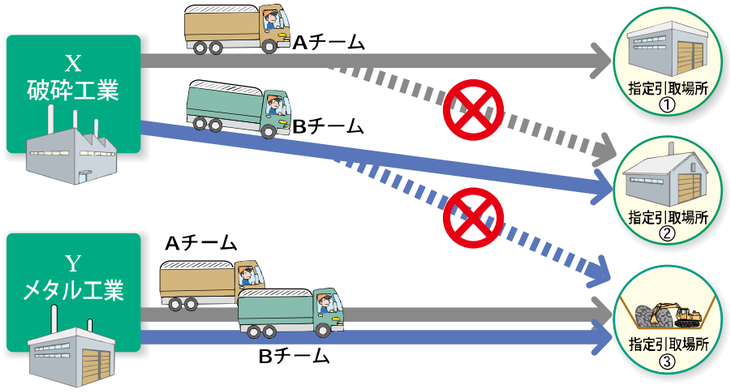


【例 1】
X 破砕工業は、チームごとに違う指定引取場所が指定されています。この場合、チームが指定した指定引取場所以外への運搬(図中の破線)はできません。

【例 2】
Y メタル工業は、各チームが共通の指定引取場所を指定しています。この場合も、両チームの ASR を別々に運搬する必要があります。

指定引取場所は、定期修理や故障のため、受入れを停止する場合があります。
このような緊急時に備えて、シュレッダー業者ごとに複数の指定引取場所を指定します。

### (2)指定引取場所の役割

- 指定引取場所では、各チームとの緊密な連絡の下で、引取基準への適合を確認する計量、検品業務と、電子マニフェストによる移動報告を行います。搬入された ASR が引取基準に適合しないことが判明した場合、引取りを拒否する場合もあります。

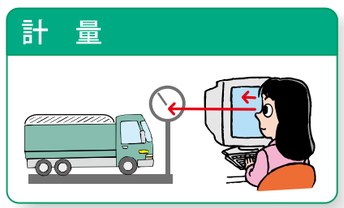


ASR 積載トラック重量の計量、電子マニフェストによる引渡報告の有無、報告内容との整合性などを確認します。

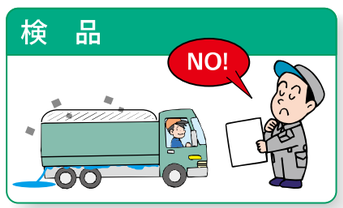


搬入された ASR の引取基準への適合(性状・荷姿等)を確認します。

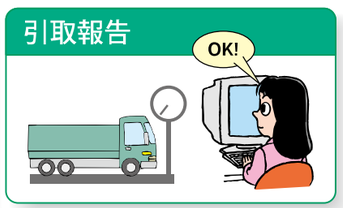


引き取った ASR 実重量を電子マニフェストに入力した後、引取報告を行います。



## 2. ASR 指定引取場所までの運搬と費用分担

- ASR 指定引取場所までの運搬距離が片道で 125km を超えるシュレッダー業者については、遠距離運搬業者として指定します。
- ASR 指定引取場所までの運搬は、トラックの手配等を含めシュレッダー業者が主体となります。

### (1)運搬費負担の原則と自動車メーカー等負担

- ASR 指定引取場所までの運搬費は、原則としてシュレッダー業者の負担となります。
- ASR 指定引取場所への ASR 運搬トラック等の運搬距離が片道 125km を超えた場合には、下図のとおり 125km 以遠の往路の運搬費を自動車メーカー等が負担します。

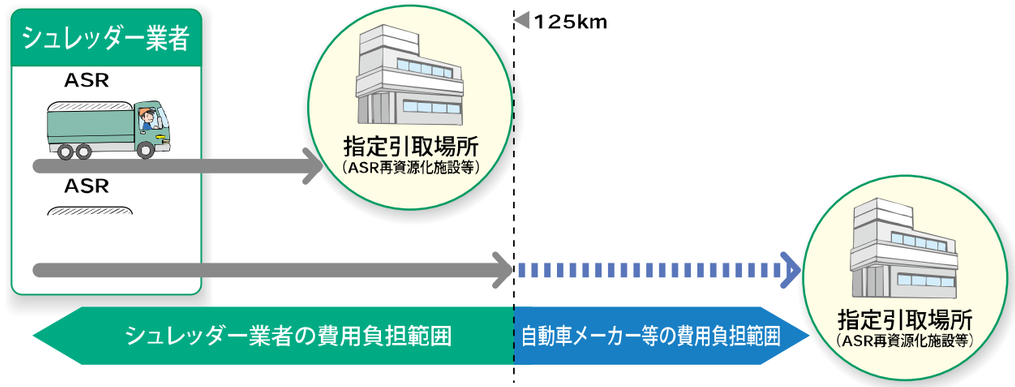


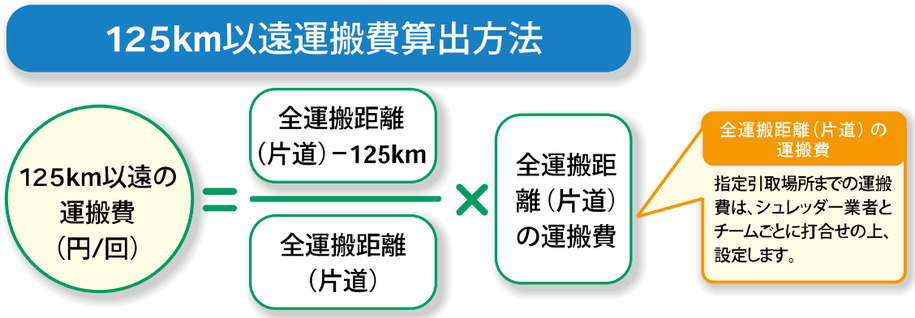


### (2)支払いの方法

自動車メーカー等(チーム)は、上記の 125km 以遠の運搬費について以下の方法でお支払いします。

- 毎月末日に運搬回数を締めて翌月初に計算の上※、翌月末にお支払いします。
  ※ 125km 以遠の運搬費×運搬回数
- チームごとにまとめてシュレッダー業者の指定金融機関口座に振込みます。